

平成 26 年 11 月 20 日
沖 縄 防 衛 局

お 知 ら せ

嘉手納飛行場返還跡地内（現沖縄市サッカー場）で発見されたドラム缶に関連し、平成 26 年 7 月から、過去に谷地であった地表 2m より深い部分やトイレ等構造物下の鉛直磁気探査を実施してきたところ、今般、委託業者より調査報告書の提出がありましたので、本日（11 月 20 日）から沖縄防衛局ホームページに掲載します。

当該報告書の概要は、別紙のとおりです。

沖縄防衛局としては、今回、提出された調査報告書の内容を踏まえ、沖縄市等とも十分に調整の上、適切に対応してまいります。

なお、本調査で確認された磁気異常点については、平成 26 年 11 月 21 日から発掘調査を行い、磁気異常物の確認を行う予定です。

当該発掘調査結果については、現在実施している経層磁気探査と併せて、後日改めてお知らせします。

（参 考）

本日（11 月 20 日）沖縄防衛局ホームページに掲載した鉛直磁気探査の概要

- ・業務の名称：旧嘉手納飛行場（26）土壌等確認調査
- ・履行期間：平成 26 年 7 月 2 日～同年 10 月 31 日
- ・契約金額：20,520,000 円（税込）
- ・委託業者：日本物理探査株式会社九州支店

現在実施している経層磁気探査の概要

- ・業務の名称：旧嘉手納飛行場（26）土木その他工事
- ・履行期間：平成 26 年 9 月 3 日～平成 27 年 3 月 31 日
- ・概要：駐車場側にドラム缶が埋設されているかの有無を確認するため経層磁気探査を実施するもの。

（問い合わせ先）

沖縄防衛局 総務部 報道室 098-921-8143

管理部 返還対策課 098-921-8156

沖縄防衛局ホームページ (<http://www.mod.go.jp/rdb/okinawa/>)

沖縄市サッカー場における鉛直磁気探査結果について

1. 業務概要

- (1) 業 務 場 所 嘉手納飛行場返還跡地内
- (2) 契約年月日 平成26年7月1日
- (3) 履 行 期 間 平成26年7月2日～同年10月31日

- ・ 調査 (磁気異常点の特定)

ドラム缶が埋設されているかの有無を確認するため、計385孔の鉛直磁気探査を実施した。

2. 調査結果

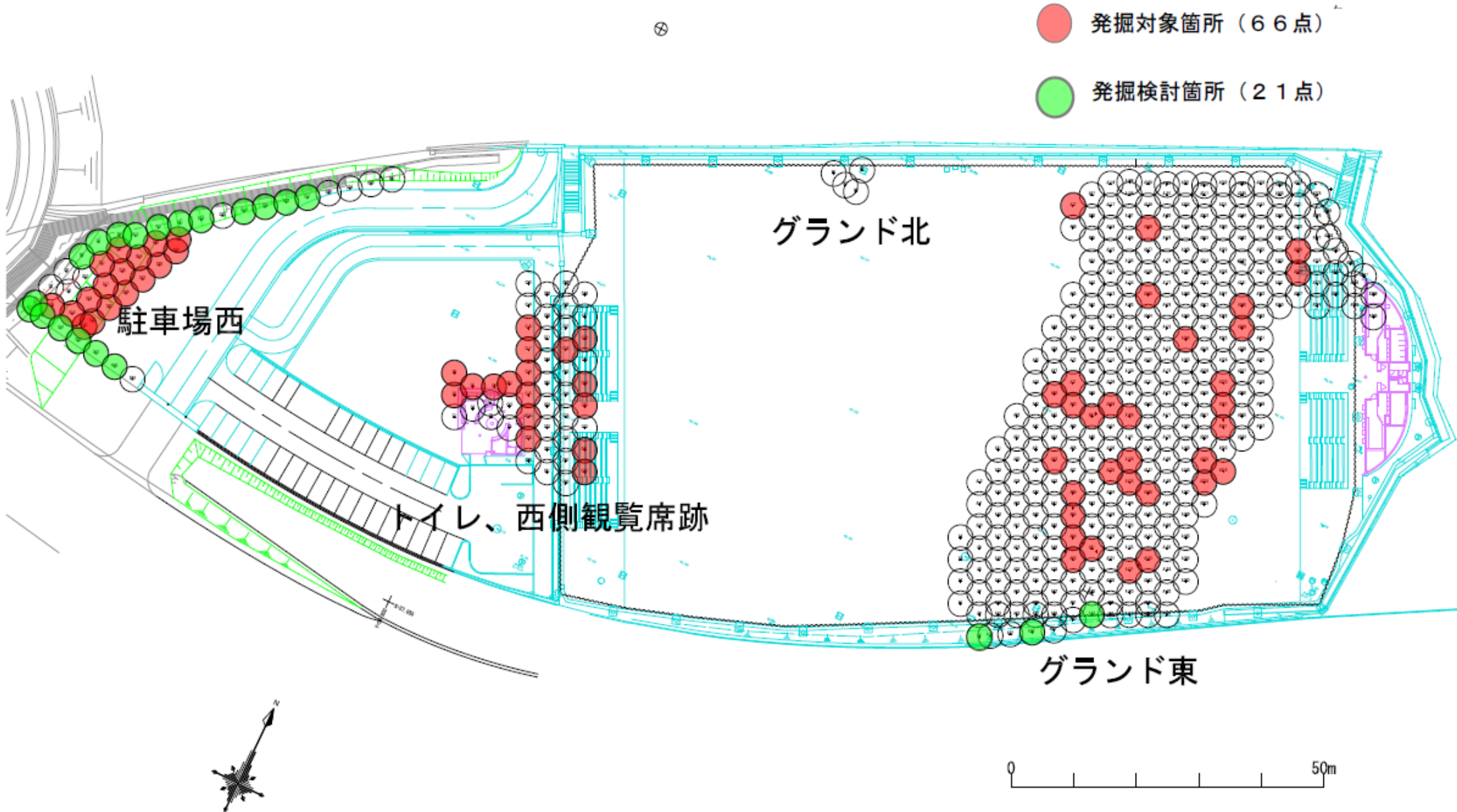
調査位置は、別添1に示すとおり。(別添1参照)

磁気探査記録について解析したところ、別添2に示す結果となった。(別添2参照)

なお、異常点の発掘は、沖縄市との協議の結果、前回までの調査と同様に $7.0\mu\text{Wb}$ 以上の磁気異常点を対象とすることとした。

以 上

鉛直磁気探査結果平面図



鉛直磁気探査結果一覧表

場 所	鉛直探査孔数	磁気異常点数 ($7.0\mu\text{Wb}$ 以上の点数)	発掘箇所 (発掘異常点数)	発掘対象外点数※
①グラウンド東	288孔	63点	32点 3点 (要検討)	28点
②グラウンド北	4孔	1点	0点	1点
③トイレ及び 西側観覧席跡	48孔	37点	17点	20点
④駐車場西	45孔	42点	17点 18点 (要検討)	7点
計	385孔	143点	66点 21点 (要検討)	56点

※ 構造物等の影響によるものと考えられる地点

以下の①～④に区域ごとにその傾向を示す。

①グラウンド東

- ・グラウンド東では288孔で鉛直磁気探査を実施した。
- ・ $7.0\mu\text{Wb}$ 以上の磁気異常が63点で認められる。
- ・構造物による磁気異常と考えられる箇所を除く32点の異常点 (赤丸部分) について発掘確認を行う。
- ・A5、A33' 及びA78の3点の異常点 (緑丸部分) は周囲の異常点の発掘状況を踏まえて発掘の可否を判断する。

②グラウンド北

- ・グラウンド北では4孔で鉛直磁気探査を実施した。
- ・ $7.0\mu\text{Wb}$ 以上の磁気異常が1点で認められる。
- ・この異常点は擁壁建設時の埋め土箇所にあるため発掘箇所は無し。

③トイレ及び西側観覧席跡

- ・トイレ及び西側観覧席跡では48孔で鉛直磁気探査を実施した。
- ・ $7.0\mu\text{Wb}$ 以上の磁気異常が37点で認められる。
- ・磁気異常点の多くは構造物の影響によるものと考えられる。
- ・構造物による磁気異常と考えられる箇所を除く17点の異常点 (赤丸部分) について発掘確認を行う。

④駐車場西

- ・駐車場西では45孔で鉛直磁気探査を実施した。
- ・ $7.0\mu\text{Wb}$ 以上の磁気異常が42点で認められる。
- ・構造物による磁気異常と考えられる箇所を除く17点の異常点 (赤丸部分) について発掘確認を行う。
- ・周辺構造物 (擁壁やふとん籠等近傍) 付近の18点の異常点 (緑丸部分) は周囲の異常点の発掘状況を踏まえて発掘の可否を判断する。

以 上